○副議長（山崎宗良）休憩前に引き続き会議を開きます。

菅沢裕明議員。

〔34番菅沢裕明議員登壇〕

○34番（菅沢裕明）能登半島地震から２年８か月、いまだ被災者の皆さんの暮らしの困難が続き、復旧半ばの氷見市などを８月27日夜半から記録的な豪雨が襲いました。甚大な被害が発生し、市民生活や地域社会の根底を揺るがしております。被災された皆さんに心からお見舞い申し上げ、復旧支援のために奮闘していただいておられる多くの皆さんに心から敬意を申し上げ、私も全力で復旧と被災市に寄り添う活動に全力を傾注したいと考えております。

私は、氷見市の今回の豪雨災害を中心に一般質問で取り上げたいと思います。知事と関係部長に質問いたします。

８月27日の豪雨によって住宅の浸水、土砂災害、土木、農林などの公共インフラの被害が多発しております。現段階での被害状況はどのようなものなのか。被害が広範囲に及び、過疎化や高齢化などの影響で実態把握が困難な面もあります。各地域の自治会などの現場の取組もありますが、県下各自治体などの応援を得て被害実態の集約、被害総額などの取りまとめが急がれると思います。

この豪雨災害については、直ちに災害救助法による支援や県の被災者支援パッケージが発動され、こうした緊急の対応は評価できますが、賃貸型応急住宅が半壊以上に限られることやボランティア活動でのスコップ等の資材費が支援対象でないなどの問題があります。

こうした中で激甚災害法など災害関連法制度の適用はどうなるのか。激甚災害の指定は、被災者、被災自治体の財政的な負担が軽減されることになり、早期の全面指定が求められます。豪雨災害の場

合、被災箇所の調査、被害額のまとめに時間がかかり、国の査定を待たなければならず、早期の適用には人的支援体制がどうしても必要であります。どのように対処していくのか。

また、甚大な被害の中で、県として緊急の補正予算での対応が急務ではないか、既に編成の方向が示されておりますが、災害復旧に迅速に対応し、被災者への手厚い寄り添った支援策が盛り込まれることを求めたいと思います。知事に質問いたします。

次に、豪雨災害からの復旧と課題について、土木部長など関係部長に質問します。

１点目は、氷見市内で９つの県管理二級河川で大規模氾濫が起き、各所で増水、堤防の決壊、氾濫による住家への土砂の流入を伴う厄介な床上、床下浸水などが多発いたしておりますが、被害の実態はどうなっているのか。

国土交通大臣などが視察した余川川での大規模災害、国営十二町潟排水機場は排水機能を超える増水に直面いたしました。各河川の堤防決壊などの災害を今後どのように復旧、対策していくのかが問われます。特に大量の流木や土砂の撤去、処分が大問題であります。

また、今回、二級河川やその支流、用水路の増水など、身近な浸水被害が頻発いたしました。こうした災害は近年繰り返されております。日常生活の身近なところでの治水対策の抜本的見直しが必要になっております。こうした水害は、集落周辺での大規模開発の実施や山林の荒廃などが異常出水の原因とされているのであります。土木部長に質問いたします。

２点目は、氷見市内二級河川の河川整備方針、河川整備計画をめぐる問題であります。

洪水、治水対策の基本である整備計画の策定がほとんど進んでおらず、治水、洪水対策が決定的に遅れ、今回のような豪雨には無防備だということであります。

氷見市内７水系のうち、整備計画があるのは上庄川水系、泉川水系のみであります。県下では、二級河川の29水系のうち９河川、31％だけであり、河川の整備率は57.3％――令和８年３月時点になりますけれども――にとどまっております。また、計画策定済みの河川でも基本方針で対象とした最大想定計画雨量を今回大きく上回り、無力でありました。例えば、災害のあった上庄川水系の計画雨量24時間219ミリに対し、今回の豪雨では、気象庁のデータでありますが、24時間362ミリで、倍にはなっておりませんが相当大きく上回りました。

これでは、今回の豪雨災害は行政に責任ある行政災害という批判をする人もおられますよ。各河川での計画の早期策定と既存計画の抜本的見直しが必要であります。土木部長に強く求めたいと思います。

３点目は、豪雨での道路の被災についてであります。

道路の不通は、住民の生活面、通学通勤、物流などの点で影響が大きく、その長期化は地域社会の生殺与奪につながりかねません。

今回の豪雨で氷見市内の味川地区、吉池地区を通過する県道などの道路が損壊する大規模災害が発生いたしております。能登地方への重要な県際道路である八代地区の県道沿いの山面崩壊で不通が続きました。これらの道路災害で、地域住民が狭隘な山道を長距離にわたって迂回することを強いられ、今後の雨や雪の災害でも孤立集落化が危惧されるのであります。早期の復旧が求められますが、見

通しはどうでありましょうか。

また、災害時の道路啓開について、災害現場の状況から速やかな啓開が可能と思われる箇所がありましたが、なかなか進まず、その中で孤立集落が発生いたしました。道路啓開について、日頃からの計画性、業者の確保等に課題が残っております。土木部長に質問いたします。

４点目は、今回の豪雨で重大なことは、住宅周辺で斜面崩壊、土砂流出などの災害が多発し、生活の基盤が一瞬にして奪われた方が多くおられることであります。災害全体の半分くらいを占めるのではないでしょうか。このような土砂災害の実態をどのように把握しているのでありましょうか。

今回の豪雨では斜面崩壊による家屋の全壊が複数発生し、応急復旧工事の必要なものもあります。住宅周辺で多発している、こうした災害の土砂撤去などの対応や費用負担はどうなるのでありましょうか。氷見市は、宅地や法面の崩壊など宅地被害の復旧への支援を補正予算で創設いたしましたが、県も支援し、補助率などを高めることができないかであります。

地滑り、急傾斜地などの指定区域外でも数多くの土砂災害が発生いたしております。県下の土砂災害警戒区域は4,886区域で、今回の氷見市の家屋全壊はこの中で起きておりますが、このうち重要整備区域は1,622区域、そのうち対策済みは774区域、整備率は47.7%にすぎないのであります。指定区域外での土砂災害への支援が強く求められております。

今回の豪雨災害での当面の土砂撤去や住宅の清掃への支援など応急対策をどう支援し、さらに恒久対策を求める要望にどう応えてい

くのか、土木部長に質問いたします。

５点目は、豪雨による農作物や農業用施設、機械への被害についてであります。

氷見市の水田の冠水は全体の３分の１、1,512ヘクタールに及び、収穫直前のコシヒカリ等稲の倒伏は約50ヘクタール、土砂をかぶって収穫不能は約51ヘクタールの見込みとなっております。ソバ17ヘクタールは全滅とのことであります。農家経営への打撃は大きいものがあります。

圃場、用排水路などの農業用施設の被害が甚大で、用排水路の被害は市内全域に及んでおります。余川地区などでは河川からの農業用水路が長距離にわたって損壊し、このままでは来春、約20ヘクタールの耕作見通しが立たないと訴えておられます。農業機械の水没による被害も多発いたしております。また、山林や林道災害は、調査や確認が進行中で、日々箇所数が増えております。

それぞれの被害状況と農業継続、早期復旧への対応について、農林水産部長に質問いたします。

６点目は、豪雨による急激な浸水によって自家用車両が路上で立ち往生、水没したり、急な出水や情報不足で車両の避難ができず、車両が動かなくなる被害が相次ぎ、多くの廃車処分を余儀なくされている問題であります。

車両保険の加入率の実績は20％近くで、低いと言われています。車の冠水は、不十分な道路整備や治水対策にも原因があるとの指摘があります。今回の豪雨による車両被害はどのくらいの台数になるのか、何らかの支援が必要ではないのか、厚生部長に質問いたします。

第３の質問は、今回の豪雨災害での被災者の生活、なりわい再建支援についてであります。

豪雨による被災者の生活、住まいの再建支援に関わる支援制度の中核に、被災者生活再建支援法による各種支援があります。今回の豪雨について同法の適用があるのかが要であります。同法の適用と併せて、同制度の網から漏れてしまう事例を補うため、能登半島地震の際も実施され、水害でも多くの都道府県で独自制度として上乗せ、横出しなどの追加支援が行われているのでありますが、今回の水害でも実施できないか、知事に質問いたします。

氷見市のような人口４万人前後のところは、住家の滅失した世帯数60が制度適用の基準となります。今回の豪雨では、現在のところ、全壊４世帯、半壊５世帯、床上浸水183世帯で、多数が土砂の流入で半壊以上の認定の可能性があると私は見ておりますが、半壊２世帯で住家滅失１世帯、床上浸水３世帯でもって住家滅失１世帯とする基準で、滅失世帯60に達する可能性は十分にあります。

罹災証明交付のための被害実態調査が進行中で、数日中に交付が始まるとされておりましたが、昨日始まったようであります。現時点でも被災者生活再建制度の適用の見込みや支援内容を示すことは可能で、被災者の生活不安に早く応え、支援を届けていくべきであります。

また、同法による現行給付額は、能登半島地震の際も問題になりましたが、昨今の物価、資材高騰の影響下にあって低過ぎます。改善が求められます。能登半島地震では、半壊世帯への50万円の給付などが県独自に創設されており、今回も同様の、またそれ以上の対応ができないか、知事に質問いたします。

次に、これも能登半島地震の際に実施されましたが、被災者の健康保持と生活支援のため、医療費の窓口負担と介護サービス利用料の免除について、今回の豪雨でも実施できないかであります。

能登半島地震では、医療保険のうち国民健康保険及び後期高齢者医療保険で約３万5,000件、介護保険で800人が利用し、約２億5,000万円の免除となりました。被災者の大きな支えとなったのであります。また、あってほしくない災害関連死など、２次被害の防止にも配慮していく必要があります。

こうした中、被災者の心身ケアのため、県、氷見市、市内外の保健師による氷見市内2,000戸の訪問活動が行われると聞いておりますが、高く評価でき、活動に期待したいと思います。

あわせて、今回の豪雨で特別養護老人ホームなどの社会福祉施設が浸水等により甚大な被害を受けましたが、運営継続や復旧への支援を求め、厚生部長に質問いたします。

今回の豪雨災害で地域の多くの事業者が被災し、事業の再開、継続が困難となっている例が幾つもあります。既に支援パッケージなどで示される運転、設備資金への融資制度が発動しておりますが、能登半島地震でのなりわい再建支援が現在も継続しており、今度の豪雨の分を追加して同様の支援が行われるようにすべきであります。

施設設備の復旧、事業再開、継続に向けての支援策について、知事に質問いたします。

最後の質問になりますが、今回の豪雨では線状降水帯が２回発生しましたが、最初の８月27日午前２時58分のものは予測できませんでした。気象庁の責任だけと言っていいのか、いろいろ考えますけれども。そして、河川の急激な増水、氾濫で、先ほどから申し上げ

ましたように、県民の命が、地域住民の命が危険にさらされることになったわけであります。

氷見市内の二級河川には一級河川や県管理の支川にあるような洪水予測のシステムもなく、市内河川の整備計画も２水系に限られて他の５水系にはありません。あっても、先ほどの最大予測雨量に見られるように不備が目立ち、今回の災害で洪水、治水対策の根本的な立ち後れが明らかになりました。

避難所についても能登半島地震の教訓が生かされず、備えの準備、体制も進まず、避難所では多くの人が雑魚寝を強いられておりました。31日の知事の氷見訪問の際は、ふれあいの森の避難所はしっかりと前日の市職員による突貫工事によって、知事からも評価いただくような立派な避難所になっておりましたが、それ以前の避難所は大変悲惨でありました。ある方がおっしゃっておりました。知事にもっと早く氷見に来てもらえばよかったね。知事、どう受け止められます。

発災後の被災者をケアするケアマネジメント体制も機能せず、役所でのたらい回しに被災者がいら立っております。被災後の道路啓開も手間取り、孤立集落が生まれました。ひとたび災害に遭うと被災者だけが我慢を強いられ、諦めるしかない状況が続いております。

熊本地震もありました。能登半島地震に続く今回の豪雨災害で、県や自治体の防災対策、危機管理の在り方の根本が問われているのであります。災害の少ない安心・安全な県などの宣伝、そうした安全神話からの脱却を強く私は訴えて、知事に質問し、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○副議長（山崎宗良）新田知事。

〔新田八朗知事登壇〕

○知事（新田八朗）菅沢裕明議員の御質問にお答えします。

まず、豪雨災害についての御質問です。

先月27日からの記録的な豪雨では、県西部で線状降水帯も発生し、県内で初めてレベル５の大雨特別警報が発表されました。そして、氷見市を中心に住家浸水、土砂災害、公共土木施設や農地・農業用施設などに甚大な被害が発生しました。

９月６日現在で住家被害は600棟超に及んでおりまして、国や市町村、関係機関と連携し、被害状況の把握、応急復旧、被災者支援に全力で取り組んでいます。特に氷見市には、チームとやまの枠組みによる県、市町村職員の派遣に加え、県土木職員やＡＤＳＴ――富山県農業農村連携応援体制――の枠組みによる農業土木職員なども派遣しています。住家被害認定調査や罹災証明書の受付、発行支援、公共土木施設や農地などの被災状況調査を進めています。

罹災証明受付の支援には県と市町村から３名が９月２日から出ています。住家被害認定調査支援には県と市町村チームで９月３日から約11名、罹災証明発行の支援には県と市町村で９月９日から５名程度出ています。人数は日によって若干の変動はありますが、スピード感を持ってこのようなチームとやまでの人材派遣をしているところは御理解いただければと思います。

また、発災直後に氷見市を含む４市に災害救助法を速やかに適用したところであり、被災住宅の応急修理や中小企業、農林漁業者への金融支援などの支援策を被災者支援パッケージとして取りまとめて１日に公表しております。

災害救助法は、災害に際し応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とした制度でありまして、その対象や内容は、国において制度の趣旨を踏まえて定められているものと認識しています。

一方で、近年の災害では、浸水家屋の衛生環境の悪化や被災家屋の片づけなどにおけるボランティアの協力など、被災地の実情に応じた柔軟な対応も求められているのが現状です。

このため、県としては、今回の被害を踏まえて、浸水家屋の消毒に要する経費や災害ボランティアセンターの運営、議員がおっしゃる資機材の購入に要する経費について災害救助費の対象とするよう、今月５日にあかま内閣府防災担当大臣に要望しました。

また、賃貸型応急住宅の入居要件についても、例えば準半壊であっても修理期間中に自宅での居住が困難となる場合もあるわけですから、被災者の実情に応じた運用が可能となるように国に対して要件緩和の検討をお願いしていきたいと考えます。

県としても、まずは災害救助法に基づく救助を適切に実施するとともに、国、市町村、社会福祉協議会をはじめとする関係団体と連携し、被災者お一人お一人の状況に応じた必要な支援に取り組んでまいります。

今回の豪雨は能登半島地震からの復旧・復興の途上で発生したものであり、被災地にとって大変厳しいものと受け止めております。こうした中、激甚災害の指定については９月４日に高市首相から北陸地域の豪雨を指定する見込みが示されました。被災自治体の財政負担軽減や復旧・復興の大きな後押しになるものであり、県としても関係大臣に早期指定と十分な財政支援を要望したところです。

県としましては、引き続き被害の全容把握を急ぐとともに、被災された方々に必要な支援を一日も早く届けるために、補正予算案を速やかに編成し、本定例会中に追加提案いたします。

引き続き、国や市町村、関係団体と一緒になって、被害を受けられた方々の一日も早い生活となりわいの再建、地域の復旧・復興に取り組んでまいります。

次に、被災者生活再建支援についての御質問にお答えします。

国の被災者生活再建支援制度は、自然災害で住宅の全壊など被害が一定規模以上となった自治体に適用されます。議員御指摘のとおり、今回の大雨では、特に被害が大きかった氷見市において適用基準を満たす可能性があります。

適用の有無を判断するには、住宅の被害規模が確定する必要があります。現在、先ほども申し上げたように、県と市町村の派遣職員、チームとやまが氷見市に応援に入っておりまして、氷見市において被害認定調査が順次進められています。調査の結果、この制度の適用基準を満たすことが確定すれば、国や氷見市と連携し、この制度による支援が受けられるよう速やかに対応します。また、被害の特性や物価の状況に応じた支給額の増額や支援対象の拡充などについては、引き続き、これは国に要望してまいります。

一方、今回は能登半島地震から３年も経過しないうちに再び大きな災害を受けた被災地の厳しい状況があります。これを鑑み、生活再建を支援するために、国の被災者生活再建支援制度の適用の有無に関わらず、県独自で能登半島地震の際と同様の支援を行うことも検討しております。

住家被害認定と罹災証明書の発行がもちろんポイントになるわけ

ですけれども、現在、チームとやまの応援も入り、氷見市において調査が進められるとともに、ちょうど昨日10日から罹災証明書の発行が始まったと承知しております。引き続き、県と市町村ワンチームで認定調査と罹災証明書の発行が円滑に進むように氷見市を応援してまいります。

また、氷見市と連携を密にして進捗状況の把握を行い、被災者生活再建支援制度の適用基準を満たすことが確定した場合には、先ほども申し上げましたように、この制度による支援が受けられるよう速やかに対応いたします。

次に、被災事業者への支援についての御質問にお答えします。

今回の記録的な豪雨により被災された事業者におかれては、事業活動に深刻な影響が及んでいると認識しています。また、今回は能登半島地震からの復旧・復興のさなかに発生したものであり、中には、なりわい再建の途上にある事業者が被災された可能性もあることから、被災事業者が事業の再開、継続を断念することなく一日も早く通常の事業活動を取り戻せるよう、迅速に、そして適切な支援を講じることが重要と考えています。

このため県では、発災後速やかに金融特別相談窓口を設置し、被災事業者からの相談にきめ細かく対応するとともに、今回の豪雨災害を県制度融資災害対応資金の対象とし、被災事業者の資金繰り面に支障が生じないように万全を期しております。

また、復旧支援に向け、商工団体を通して、県内中小・小規模事業者の被害状況を調査したところ、施設設備の被害は現時点で67事業者に総額約７億円の被害が確認されています。まだ調査中のものもあり、今後さらに被害額が増加する可能性はあります。

今回、設備や機械の水没、店舗や工場の浸水など、事業活動に支障を来しているケースもあり、県としては、被害状況を踏まえ、速やかに必要な支援策を検討し、本定例会中に追加の補正予算案を提出することで、今、鋭意作業を進めております。また、必要な財政措置などについて国に強く働きかけるとともに、市町村や商工団体など関係機関とも緊密に連携し、被災事業者が将来に希望を持って事業を再開、継続できるよう、実情に寄り添った対応を進めてまいります。

私からは最後になりますが、県の危機管理についての御質問にお答えします。

今回の豪雨災害では、県では気象庁の線状降水帯の発生の発表をもって災害対策本部を設置し、いち早く全庁体制で状況の把握や迅速な応急対応に全力で取り組むとともに、県西部の４市に対して災害救助法を速やかに適用しました。また、派遣した県リエゾンが総括支援員的な役割も果たし、県と市で密接に情報共有し、円滑な調整を図ったところです。

さらに、氷見市へチームとやま相互応援協定に基づき、住家被害認定調査などへの人的支援のほか、内閣府防災との連携により避難所の責任者や保健師等の意見を聞きながら避難所の状況把握に努め、県の備蓄物資の搬送、応援協定を締結している民間団体による避難所への資機材、食事の提供を迅速に実施しており、これまでの災害対応経験が私は生かされていると考えております。

治水対策について、氷見市内では現在、泉川、上庄川で河川整備計画を策定済みであり、仏生寺川で策定中であります。こうした中、今回観測史上最大となる降雨量を記録し、これら３河川を含む９河

川において氾濫が発生しました。今後、浸水状況の調査を早急に実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて河川整備計画の策定や整備区間の見直しについて検討いたします。

一方で、上庄川の改修計画における想定雨量は24時間で219ミリメートルであるのに対し、今回の大雨では上庄川上流の観測所で24時間318ミリメートルということで、想定を大きく超える規模であったことも考慮する必要があると思います。今後の検討において課題と捉えております。

また、令和５年の水防法改正に伴い、県が洪水予報する際に必要となる一級河川の予測水位情報を、国から提供してもらうことが可能となりました。このため今年度から、県が管理する一級河川については、洪水予報の導入に向けて必要な検討を既に始めているところであり、今回の災害を受け、お尋ねの二級河川については他県の先進事例なども研究していきたいと考えます。

県としては、令和６年能登半島地震の災害対応検証を踏まえて、ハード、ソフト両面からの県民の安心・安全の確保を図っていくとともに、今後対応を検証し、地域防災計画の見直しに反映させ、県民の生命、財産、暮らしを守るため、防災・減災対策と危機管理体制の強化に取り組んでまいります。

私は決して被災者の皆さんが諦めるしかない状況が続いているとは考えておりません。明らかに能登半島地震の教訓は生かされておりまして、能登半島地震の災害対応の検証の結果として出ましたワンチーム、官民連携、ＤＸ、人づくり、高品質の改善の５本の柱に沿って、この２年８か月着実に、ハード面、ソフト面で準備を進めてまいりました。それが今回ある程度、機能していると思います。

ただ一つ、ＤＸについては、少し遅れがちでありまして、今新しいシステムができましたので、今度10月10日に行う富山県総合防災訓練の場で避難所のＤＸを試してみることにしております。それ以外については、私は今回、一定程度教訓を生かして機能しているということは申し上げておきたいと思います。

私からは以上です。

○副議長（山崎宗良）川上土木部長。

〔川上孝裕土木部長登壇〕

○土木部長（川上孝裕）私からは、５つの御質問にお答えいたします。

まず、河川氾濫による被害状況等についての御質問にお答えいたします。

今回の大雨では、線状降水帯により県内で初めてレベル５大雨特別警報が氷見市に発表されました。気象台氷見観測所では12時間雨量317ミリを観測するなど、観測史上最大の降雨量を記録したところでございます。この大雨により氷見市では上庄川や阿尾川など県が管理する９河川で氾濫が発生し、９月６日時点で床上浸水182棟、床下浸水357棟をはじめ、道路や農地の冠水、９河川27か所などの公共土木施設や農業用施設等に被害が発生しております。

こうした災害の要因を把握するため、氾濫のあった９河川に関して、当時の降雨量や河川水位のデータ、浸水状況、排水施設の稼働状況、用水路の流下状況などの調査を早急に実施し、この中で氾濫の要因も検討いたします。この調査結果を踏まえ、必要な治水対策の見直しに向け、国や氷見市等と連携しながら検討してまいります。

余川川につきましては、山側斜面の崩壊により河道が閉塞しており、被害拡大防止のため、現在、応急対策として大型土のうの設置

を進めております。本格復旧に向けては崩壊斜面の対策が必要であり、今後所管する農林水産部と連携して早期復旧に努めてまいります。

また、十二町潟排水機場では国営事業として来年度着手が予定されており、排水能力増強のためポンプ１基を増設するほか、浸水対策として管理棟電気設備の高所化等が検討されております。

今回の災害の検証を行い、ハード、ソフト両面から県民の災害リスクの低減に努めてまいります。

次に、河川整備計画についての御質問にお答えします。

河川の整備に当たりましては、長期的な河川整備の方針を定めた河川整備基本方針に沿って、おおむね20年から30年間に実施する具体的な河川整備に関する事項を盛り込んだ河川整備計画を策定し、改修事業を実施しております。

今回の大雨では氷見市内の県管理９河川の氾濫と多くの家屋に浸水があったことから、これら９河川を中心に浸水状況の調査を早急に実施するとともに、その調査結果も踏まえ、必要な河川整備計画の策定や整備区間等の見直しについて検討いたします。

御指摘のとおり、氷見市内では観測史上最大となる降雨量を記録しております。これを各河川の基本方針で対象とした計画雨量と比較しますと、上庄川では計画雨量24時間219ミリに対して318ミリを観測、泉川では計画雨量１時間63ミリに対し76ミリを観測、仏生寺川では計画雨量６時間135ミリに対し224ミリを観測と、計画雨量に対し1.2倍から1.7倍の雨量を観測しております。想定を大きく超える規模でございます。

近年、全国的に水害が激甚化、頻発化しており、気候変動を踏ま

えた将来の降雨量の増大への対応が必要と考えております。一方で、河川整備だけによる対策は容易ではございません。このため、河川管理者だけでなく、流域のあらゆる関係者が協働して、ハード、ソフト両面から総合的な水災害対策を行う流域治水の取組がますます重要になると考えております。国や市町村、関係者と連携し、その実現に向け努めてまいります。

次に、県管理道路の被災状況についてお答えいたします。

今回の豪雨における県管理道路の被害は、道路損壊が４か所、河川の護岸と道路の擁壁の役割も担っておる道路兼用護岸の損壊が３か所、法面崩壊が４か所、路肩欠損が６か所の計17か所で確認しております。また、これらの道路施設被害のほかにも、一時的に冠水した箇所が13か所、土砂流入があった箇所が15か所、倒木により通行できなくなった箇所が６か所ありました。

現在、冠水した箇所の通行規制は全て解除されておりますが、土砂流入や倒木のあった箇所の一部においては、道路の際に寄せた土砂が残っており、引き続き除去作業を進めております。

また、道路施設で被災のあった17か所は、公共土木施設の災害査定申請等を行うため、図面作成などの準備を進めております。災害査定後は早急に工事の発注に努めてまいります。

なお、このうち味川地区と吉池地区の県道につきましては、地滑りにより被災したと想定され、今後専門家の意見も聞くなど、被災メカニズムの検証や対策工法の検討も含め、復旧完了までに時間を要すると見込まれますが、一日も早い復旧に努めてまいります。

氷見市で発生した８か所の孤立集落につきましては、県道と市道で道路啓開が行われ、緊急車両等の通行ができるよう最低限の幅員

を確保したところでございます。県、氷見市、氷見建設業協会で情報を共有し連携しながら作業を行いましたが、降雨が続き２次災害の危険もあり、道路啓開に時間を要した箇所もございました。

今後は、道路啓開に時間を要した原因を精査して改善していくとともに、定期的に行っている災害訓練の中で関係機関と連携した道路啓開も実施し、訓練を通して対応能力の向上に努めてまいります。

次に、斜面崩壊などの被害状況についての御質問にお答えします。

今回の豪雨では、９月７日時点で砂防関係施設の公共土木施設災害４か所、土砂災害37か所を確認しております。現在も災害協定に基づいて関係団体や富山県砂防ボランティア協会の協力を得ながら調査を進めております。

斜面崩壊のあった箇所の対策としましては、国の補助事業の対象となる場合は県事業として実施を検討いたします。国の補助事業とならない箇所のうち、がけ高が５メートル以上、保全人家が５戸以上の小規模な斜面につきましては、市が事業主体となり、県の補助事業である小規模急傾斜地崩壊対策事業で実施することとなります。通常は補助率２分の１であるところ、既に崩壊が発生した箇所につきましては、補助率がかさ上げされ３分の２となります。さらに、激甚災害に指定された場合は、保全人家２戸以上もしくは公共的建物がある斜面は、国の災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の対象となります。負担割合は国が６分の３、県が６分の２、市が６分の１であり、被災市をしっかり支援してまいります。

御懸念の土砂撤去等につきましては、氷見市では被災された個人の方を対象に、宅地の堆積土砂等を撤去し適正に処分するための費用への支援と被害を受けた宅地の原形復旧のために必要な費用への

支援について、先日追加の補正予算が可決されており、これを御活用いただくことで一日も早い復旧に取り組んでいただければと思っております。

県におきましても、宅地の復旧につきましては、午前中に知事からも答弁いたしましたが、能登半島地震から３年も満たない復旧・復興の途上で災害救助法の適用となるような大きな災害に見舞われた被災地の状況に鑑み、能登半島地震の際に行った被災宅地の復旧支援事業を検討してまいります。

このほか、土砂、流木の集積場からの処分について国の堆積土砂排除事業などの採択に向けて市から相談をいただいており、事業採択に向け、これを支援してまいります。県では引き続き氷見市と連携しながら、可能な復旧対策や支援を行ってまいります。

最後に、土砂災害箇所の対策についての御質問にお答えします。

県では、土砂災害警戒区域などのうち、保全人家５戸以上の区域や要配慮者利用施設等を含む区域を重要整備区域としており、その中から、近年土砂災害が発生した箇所、人家が多い箇所、避難場所がある箇所などを優先して整備を進めております。

今回の豪雨においては、砂防堰堤が土石流を捕捉し、また急傾斜地においては待ち受け擁壁が土砂を捕捉したことにより、住家被害を防いだ砂防関係施設が複数確認されております。改めて砂防関係施設の整備の重要性を認識したところでございます。

現在、土砂災害が発生した箇所のうち、住家に被害がある箇所、再度災害が発生する可能性のある箇所につきましては、大型土のうや斜面へのブルーシートの設置など応急対策を実施しております。また、国の補助事業の採択要件を満たす箇所のうち、緊急に対策が

必要な箇所については、国の災害関連事業の採択に向けた協議も進めております。その他の箇所につきましても、必要に応じて新規補助採択を視野に入れて検討してまいります。

また、本県の砂防関係施設の整備率は47.7％とまだまだ低く、ハード対策だけで県民の生命や財産を守ることには限界があると考えております。このため、非常時に備え、ハザードマップの作成や住民への配布の支援、ホームページなどで土砂災害の危険度の情報を提供しており、ソフト対策も併せて取り組んでまいります。

今後とも県民の皆さんが安心して暮らせるようハード、ソフト両面から土砂災害対策を推進してまいります。

私からは以上でございます。

○副議長（山崎宗良）津田農林水産部長。

〔津田康志農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（津田康志）私からは、農林水産関係の被害状況と対応についての御質問にお答えします。

氷見市の被害状況は、10日時点で、議員からも御紹介いただきましたが、農業では、水稲の冠水512ヘクタール、倒伏50ヘクタール、ソバの冠水17ヘクタールなどとなっており、水稲は約51ヘクタール、ソバは全面積で収穫不能の見込みでございます。農業機械につきましても、コンバイン、トラクターなど50台が浸水しております。

また、氷見市内の農林関係施設の被害は、ため池等の法面崩れなどが30か所、山腹崩壊、林道の路肩欠損などが108か所となっております。これらにつきましては、発災直後から被災状況の調査や応急対応などプッシュ型の支援を行っており、富山県農業農村連携応援体制――ＡＤＳＴ――の枠組みで、11市町及び県内土地改良区等

と共に農地や農業用施設の被害調査等を行うなど対応を強化しております。

次に、事業継続、早期復旧に向けて、まず農業では、高岡農林振興センターの氷見サテライトデスクを中心に技術指導を含めた伴走支援のほか、農業共済組合に対して速やかな共済金支払い等を要請したところであります。併せて営農継続に必要な支援についても検討してまいります。また、農林関係施設では、氷見市に対し災害査定に向けた資料作成や復旧工法の検討等について技術的サポート、助言を行うほか、県単事業も最大限活用して早期復旧を支援いたします。

先般、９月７日には、鈴木農林水産大臣に対し西副知事から農林関係施設の早期復旧や被災した農林水産事業者に対する支援を要望しました。大臣からは、できる限り来年の作付が再開できるよう対応を急ぎたいと力強いお言葉をいただいたところです。

引き続き、国や氷見市、関係団体とも連携し、被害の全容把握に努めるとともに、事業継続ができるよう必要な支援や対策を講じてまいります。

以上です。

○副議長（山崎宗良）滑川厚生部長。

〔滑川哲宏厚生部長登壇〕

○厚生部長（滑川哲宏）私からは２問、まず、車両の被災についての御質問についてお答えいたします。

今回の大雨では、氷見市において特に多くの車両の水没被害がございました。氷見市からは正確な被害台数を把握できていないと聞いておりますけれども、報道等によりますと数百台規模と推察され

るところでございます。なお、一般的な車両保険に加入されている場合におきましては、大雨などによる冠水被害は補償されるところでございます。車両保険の普及率は、本県だけのデータはございませんけれども、損害保険料率算出機構が公表しておりますデータによりますと、全国で自家用小型自動車や軽四輪乗用車の約５割前後となっているものと承知しております。

また、災害により自家用車両に被害が生じた場合には、被災車両の抹消登録に伴う自動車税の還付ですとか、一定の要件の下での自動車税の減免措置がございます。このことにつきましては、支援パッケージの一つとして県のホームページで周知を図っているところでございます。

さらに、居住地によりましては自動車が日常生活に不可欠となっている場合もございます。そうした生活への支援につきましては、氷見市で自動車販売会社の協力により、短期的に車両が必要な方への車両の無償貸与の支援が行われております。また、県におきましても、県と災害時における被災者等の移動手段の確保に関する協定書を締結している日本カーシェアリング協会において、車両の貸出し支援の準備が今現在進められているところでございます。

なお、議員からも御紹介ございましたけれども、今週から被災者の皆さんの心身のケアなどの観点から、浸水した地区の世帯の戸別訪問を行っております。その際に、健康観察等に加えまして、車両被災による生活への影響など具体的な支援ニーズを丁寧に聞き取りまして、氷見市に共有するなど被災者の生活再建の支援に努めてまいります。

次に、被災者の健康保持と生活支援についての御質問にお答えし

ます。

まず、医療保険及び介護保険につきましては、災害により著しい損害を受けた場合には、保険料や自己負担額を減免できる制度がございます。今回の発災後に保険者である市町村や組合に対して改めて制度の周知を行ったところでございまして、氷見市におきましては先日から被災者支援の一環として減免支援についての御案内が行われているところでございます。

被災者の健康の保持につきましては、氷見市からの要請によりまして、被災家屋用の消毒薬の確保を支援いたしましたほか、発災翌日から県の保健師、必要に応じて児童相談所の職員を派遣いたしまして避難所の巡回を行いました。さらに、今週の８日からは他の市町の皆様の御協力もいただきまして、浸水した地区の約1,500世帯を対象に保健師が自宅を個別に訪問いたしまして心身のケア、感染症対策についてのアドバイスを行いますとともに、必要に応じて医療機関や福祉の支援につないでいるところでございます。引き続き災害発生後の２次的な健康被害の防止にしっかり取り組んでまいります。

また、被災した福祉施設の運営の継続や復旧に向けましては、国の災害復旧費補助金制度や申請に関する事前案内を行ってきておりまして、引き続き制度活用に必要な手続を支援してまいります。今月５日には、あかま防災担当大臣に被災施設を視察いただきまして、その際に新田知事から必要な予算の確保や災害査定の円滑な実施等について要望を行ったところでございます。

今後とも被災した方々の健康保持と生活支援、被災施設の速やかな復旧に向けまして支援ニーズを丁寧に見極めて対応してまいりま

す。

私からは以上です。

○副議長（山崎宗良）菅沢裕明議員。

〔34番菅沢裕明議員登壇〕

○34番（菅沢裕明）幾つか再質問いたします。

まず、知事。

水害関連の補正予算の編成と本議会への提出を示唆されておられます。私は、甚大な被害と緊急の対策、支援が必要な状況を鑑みるときに、しっかりと補正予算での対応を求めたいと思います。

そこで、その時期、規模はどうなるのか、盛り込まれる主要な補正の内容はどうなるのか、現時点でできるだけ具体的に私は答弁すべきだと知事に申し上げたいと思います。氷見市では既に31億円弱の補正予算が成立し、その財源の中に３億円近くの県支出金も含まれております。

甚大な被災の中で、農林を中心に生活関連のインフラが大きな被害を受け、復旧が急がれます。事業者の皆さんのなりわい支援、事業の再開や継続も先ほど具体的な数字が示されましたが、急がれます。私は、知事には何よりも、被災者の生活再建、住居の確保、そうした被災者の現状に寄り添って手厚い、豊富な生活関連の支援を検討いただき、盛り込んでいただきたいと思っております。

以上、水害関連の補正予算について再質問いたします。

２点目は、災害関連諸法制度の適用の問題であります。

第１に、被災者生活再建支援制度の適用の問題であります。

これは被災者支援の要の制度であります。知事はこの制度の適用の要件を満たす可能性を示唆されましたが、私は既に要件は達成し

ていると思っております。知事、住家滅失の60世帯という基準に対して、全壊とそれに近い家屋の現状や200棟近くの床上浸水、しかも土砂の流入という深刻な状況の中にあります。これらは３つの世帯の床上浸水で住家滅失１世帯とみなす基準があります。これらの基準から見ても、罹災証明の発行が今進行中でありますが、明確に基準を達成しております。

知事は今日の段階でも満たす可能性を示唆されましたが、もっと具体的にそのことについて触れていただいて、県独自の追加支援についても今日触れられましたが、どのような追加支援を検討中なのか、今日は被災者の皆さんに勇気を与え、具体的な生活支援につながる支援を早く届けるという県の役割を果たしていただきたい。検討中とか、これからの罹災証明の状況を見てという段階ではないのではないかと私は思っております。

最後に、災害関連法制度の適用の要は激甚災害法の適用でありますが、知事は政府も適用の方向を示しており、楽観的な見通しのようであります。しかし、被災の全容把握がまだできていない状況がありまして、私は、もっと早く被災の状況を踏まえて、今日の被災総額なんかをしっかり押さえながら、今日の時点で一体どこに問題があって何が必要なのか、今後の復旧の要になる法体系でありますので、早く激甚災害法の適用に到達できるように。これは知事の力量にかかっていると、私はそう思いますよ。

このことを申し上げて、再質問といたします。明確な答弁をお願いしたいと思います。

○副議長（山崎宗良）新田知事。

〔新田八朗知事登壇〕

○知事（新田八朗）再質問をいただきました。

先ほど申し上げたように、補正予算の編成の作業を今鋭意進めております。それはどうか御理解いただきたいと思います。

現時点ではできるだけ早くと申し上げるところですけれども、可能であれば、17日の本会議に上程できるように、今、努力しているところだと申し上げておきます。時期についてはそういうことです。

内容につきましては、現在、議員も御理解のように、被害状況を調査、把握中でありますけれども、その中で申し上げるならば、公共土木施設、農地、森林、それから中小企業、小規模企業の対策、被災者生活再建支援についての金額を積み上げていきたいと考えております。金額、規模につきましては今精査をしているところですので、今日ここでは申し上げることは控えさせていただきたいと思います。

今回の大雨、先ほど来お話ししておりますように、能登半島地震から２年８か月という復旧・復興のさなかに起きたことでありますから、そういう意味では能登半島地震のときの対応を参考にはできると思っています。

能登半島地震では、全壊、大規模半壊、中規模半壊の被災世帯には国の制度により支援を行いました。また、国の制度とならない半壊の世帯には県独自で全額を県の負担により支援を行いました。それによって被災者の生活支援を後押しできたと考えております。現時点でそのようなことを考えております。氷見市は既に準半壊などにも対応される補正予算を公表されているところでございます。私どもでは、半壊について県で応援しようかと今のところ考えております。これもただ精査中ということで御理解いただきたいと思いま

す。

いずれにしましても、被災者の皆さんに、一日も早く支援の手を、もちろん経済的なこともお届けしたいという気持ちは全く変わりませんので、どうか御理解いただきたいと思います。

激甚指定については、先ほど来申し上げているように、農地については、一連の大雨の一体のものということで激甚指定の見込みであると総理がおっしゃいました。公共土木施設については、そういう意味ではまだ確定的な話ではないのですけれども、先般来、あかま防災担当大臣、金子国土交通大臣、そして鈴木農林水産大臣に対して、激甚指定を強くお願いしたところでございます。最終的に決められるのはあかま大臣ということですけれども、国交省の金子大臣からも、これは国交省の立場としても内閣府に促していこうということもいただいております。

以上です。

○副議長（山崎宗良）以上で菅沢裕明議員の質問は終了しました。